

令和6年度筑後市一般廃棄物処理計画

はじめに

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定に基づき定める計画です。筑後市では、平成31年3月に筑後市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、資源・環境にやさしいまち「ちくご」の基本理念のもと、基本方針を「ごみの減量化と資源化の推進」と位置付け、次の3点を重点目標に定め、様々な事業に取り組んできました。この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、計画期間中の5年目（令和5年度）は、計画の点検・評価を実施し、令和4年度までの実績値の推移と基本計画の目標値が乖離している目標値について見直しを行いました。

項目	実績	中間実績	中間目標年度	最終目標年度	最終目標(変更)
	H29年度	R4年度	R5年度	R10年度	R10年度
目標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	475 g	489 g	460 g	435 g	460 g
目標2 資源化率 (リサイクル率) (資源/ごみ総量 : %)	21.8%	11.9%	22.9%	24%	13%
目標3 最終処分率 (最終処分量/ごみ総量 : %)	1.08%	0.97%	0.95%	0.9%	0.9%

令和4年度において、目標1:市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、昨年度に比べ減少したものの、コロナ禍前の状況まで戻ってはいません。目標2:資源化率（リサイクル率）は、さらに低下しており、古布の回収中止や民間事業者への排出が増えていることが影響しているものと考えられます。目標3:最終処分率については、昨年度より下回る事が出来ました。具体的には次のような結果となりました。

- 1人1日当たり家庭系ごみ排出量・・・489g (R3年度494g)
- 資源化率・・・11.9% (R3年度12.2%)
- 最終処分率・・・0.97% (R3年度1.01%)

令和6年度も「ごみの減量化と資源化の推進」という基本方針に基づき、次の順番でごみ減量・リサイクルを推進します。

1. 発生抑制 (リデュース) 2. 再使用 (リユース) 3. 再資源化 (リサイクル)

この3Rの推進とともに、自然環境に配慮したごみ処理システムの構築と民間施設も含めた再資源化施設の活用を視野に入れることを基本に、本計画を定めるものです。

- 1 計画区域 筑後市全域
- 2 面積、人口及び世帯数（令和6年1月末日現在、（ ）は昨年度の数字）
 面積：41.78 km²
 人口：49,259人（49,331人）
 世帯数：20,980世帯（20,626世帯）
- 3 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 (1) 一般廃棄物発生量の見込み

一般廃棄物の種類	発生量	合計
可燃ごみ	12,405 t / 年	14,472 t / 年
不燃ごみ	28 t / 年	
粗大ごみ	813 t / 年	
資源ごみ	1,212 t / 年	
建設系廃材ごみ	14 t / 年	
し尿	8,200 k l / 年	28,800 k l / 年
浄化槽汚泥	20,600 k l / 年	

※ 発生量見込みは、過去3年間の実績値及び令和5年度の推計値をもとに算出しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が令和2年度に突発的要因となって急増した種類（粗大ごみ等）は、令和3年度以降の減少傾向を反映し発生量を見込んでいます。

- 5 一般廃棄物の処理主体及び処理方法
- (1) 家庭ごみ

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処分方法
可燃ごみ	市（委託）	八女西部広域事務組合	焼却（熱分解 燃焼溶融）	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
不燃ごみ	市（委託）	八女西部広域事務組合	破碎選別及び 溶融	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
粗大ごみ	排出者 市（委託）	八女西部広域事務組合	破碎選別及び 溶融	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
資源ごみ	市（委託） 市（委託） 市（委託） 市（委託） 排出者	八女西部広域事務組合 ㈱フチガミ ㈱YKクリーン 筑後プラスチック工業㈱ ㈲清美寮安徳	選別・圧縮 BDF精製 廃プラ選別 ペットボトルキャップ 剪定枝破碎	資源化	
建設系廃材 ごみ	排出者	八女西部広域事務組合	選別	(有)清美寮安徳	再生砕石等
し尿	許可業者	市（委託）	標準脱窒素法	市（委託）	資源化
浄化槽汚泥					

- ・粗大ごみは、自己搬入と有料シールを使った戸別収集とする。
- ・家庭からのごみは、分別の徹底及び決められた日時、場所に出すことを原則とする。
- ・多量に発生したごみは、排出者が適正処理するほか、八女西部クリーンセンター及びリサイクルプラザへ搬入する。

(2) 事業所ごみ

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処分方法
可燃ごみ	市（委託）	八女西部広域事務組合	焼却（熱分解 燃焼溶融）	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
	許可業者	八女西部広域事務組合	焼却（熱分解 燃焼溶融）	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
		許可業者	堆肥化（中間 処理）	——	——
	排出者	八女西部広域事務組合	焼却（熱分解 燃焼溶融）	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
		排出者	資源化等	排出者	——
不燃ごみ	排出者	八女西部広域事務組合	破碎選別及 び溶融	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
		排出者	破碎、資源化 等	排出者	——
粗大ごみ	排出者	八女西部広域事務組合	破碎選別及 び溶融	八女西部広域事務組合	資源化 埋立
		排出者	破碎、資源化 等	排出者	——
資源ごみ	排出者	八女西部広域事務組合	選別・圧縮等	資源化	
		排出者	選別・圧縮等	資源化	

- ・ 事業活動に伴って排出されるごみは、自らの責任において適正に処理することを原則とする。
- ・ 排出者が処理できない事業系可燃ごみは、許可業者に委託するか八女西部クリーンセンターへ自己搬入することを原則とする。
ただし、可燃ごみは指定袋3袋まで地域のごみステーションに排出することができる。（筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第22条及び同条例施行規則第15条による。）

6 一般廃棄物（ごみ）処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集区域の範囲 筑後市全域

② 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法（単位：t／年）

区分	廃棄物の種類	廃棄物の量	収集日（回数）	収集方法
家庭ごみ	可燃ごみ	7,912	週2回	ステーション方式・自己搬入
	不燃ごみ	26	月1回	ステーション方式・自己搬入
	粗大ごみ	527	随時 月2回	自己搬入 有料シール制度による戸別収集
	資源ごみ	1,133	随時 月2回	自己搬入 ステーション方式
	建設系廃材ごみ	14	随時	自己搬入
	計	9,612		
事業所ごみ	可燃ごみ	4,493	週2回	1回につき指定袋3袋までの規模の事業所についてはステーション収集
			随時	1回につき指定袋3袋を超える規模の事業所は自己搬入又は許可業者へ委託
	不燃ごみ	2	随時	自己搬入
	粗大ごみ	162	随時	自己搬入
	資源ごみ	79	随時	自己搬入
計	4,736			
合計	14,348			

- ・可燃ごみ収集は、毎週月・火・木・金曜日のうち2回収集する。（祝日等を除く。ただし、ハッピーマンデーは収集する。）
- ・資源ごみのうち廃プラスチック収集は、月2回水曜日に収集する。
- ・その他詳細としては、毎年度配布するごみの分け方・出し方カレンダーに記載している収集日とする。

(2) 中間処理計画

収集した一般廃棄物は、次の施設で処理する。

① 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	八女西部クリーンセンター
所在地	筑後市大字前津 2088 番地 6
処理能力	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ 220 t／日（110 t／日×2 炉：全連続炉） 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ 50 t／5h（破碎磁選）
処理方式	熱分解・燃焼熔融施設

② 資源ごみ

- ・ 原則として、資源ごみは、八女西部リサイクルプラザで資源ごみの選別・圧縮梱包等を行い、資源回収業者に引き渡す。
- ・ 廃乾電池と廃蛍光管は、八女西部広域事務組合が年1回業者を選定、処理を委託する。
- ・ 剪定枝等は、(有)清美寮安徳に処理を委託する。破砕処理後、火力発電所の燃料等として資源化する。
- ・ 廃プラスチックは、(株)YK クリーンで容器包装リサイクルプラスチックと油化できる硬質プラスチックの一次選別を行い、再資源化する。
- ・ ペットボトルキャップは、派遣職員（シルバー人材センター）が収集、筑後プラスチック工業(株)で再資源化を行う。
- ・ 廃食用油は、(株)フチガミ（久留米市）で軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料・BDF）として資源化する。

(3) 最終処分計画

八女西部クリーンセンターの脱塩残渣は、次の施設で埋立処分する。

① 最終処分地の概要

施設名	八女西部広域事務組合立花最終処分場（通称 たちばなエコリン）
所在地	八女市立花町兼松桑ノ平 1789 番地 1
処理能力	埋立面積 3, 260 m ² 埋立容量 25, 000 m ³ 埋立工法 閉鎖型サンドイッチ工法 残余容量 12, 368 m ³ （令和5年3月末）

(4) 排出抑制・資源化計画

① 排出抑制の方法

a 広報・啓発方法

- ・ 市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上と地球環境保全の観点から、市民・事業者に対して、ごみの減量・再資源化の広報・啓発活動を行う。また、地域の環境美化に係る業務を委任する環境美化巡視員により、地域住民に対して廃棄物の適正処理及び再利用、排出の抑制、減量等の指導・啓発を行う。
- ・ 食品ロス削減啓発のため、環境衛生協議会や市内事業所と連携して「食べきり運動」や「30・10（さんまる・いちまる）運動」、「てまえどり」、「フードドライブ」、「フードロス料理教室」を推進する。

b 家庭ごみ対策

- ・ 排出に関する指導を徹底し、生ごみ、剪定枝等の自家処理を促進するため、各種生ごみ処理容器、電動剪定枝葉粉碎機等の購入者への補助金を交付する。

c 事業所ごみ対策

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用、減量に努めると

ともに、市は、多量の廃棄物を生ずる事業所に対し、廃棄物の減量に関する計画書の作成を求める等の対策を行っていく。

d リユースの促進

- ・ 民間事業者と連携し、不要品のリユース促進の取組みを実施することにより、粗大ごみ等の発生抑制を図る。

② 資源化の方法

a 分別回収の実施

- ・ 資源化促進のため、缶、びん、ペットボトル、ペットボトルキャップ、廃食用油、使用済小型家電、紙パック、新聞紙、ダンボール、雑紙、乾電池、蛍光管、金属類、陶磁器、ガラスの分別回収の徹底を図り、住民に対して分別排出を指導し、分別回収地区に報奨金を交付する。
- ・ 「古布」については、新型コロナウイルス感染症の影響で流通経路がひっ迫したことにより、リサイクルプラザでの回収を令和3年度から中止している。令和6年度においてもリサイクルプラザの受入れ体制が変わらないため、引き続き回収を中止する。ただし、他自治体の状況を踏まえ、他の回収方法等を検討する。
- ・ 上記の分別回収は、すべて委託業者及び派遣職員（シルバー人材センター）で回収する。
- ・ 廃プラスチックは、市内全域を第1,3水曜収集地区と第2,4水曜収集地区に2区分し、廃プラスチック指定袋により、地域のごみステーションに出されたものを委託業者が収集し、一次選別業者へ搬入する。

b その他

- ・ 八女西部クリーンセンターでは、可燃ごみは、熱分解後にカーボンと可燃性ガスに改質し、燃焼溶融スラグとして資源化する。不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎した後、磁選機により金属類を回収し、選別残渣は溶融後にスラグとして資源化する。
- ・ 地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、回収団体に対し報奨金を交付する。
- ・ 廃食用油を回収し、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料・BDF）として資源化を推進する。
- ・ 剪定枝・刈草等は、(有)清美寮安徳へ中間処理を委託し資源化を推進する。
- ・ 地域で回収された古紙について、地域と古紙回収業者が直接取引する事業を実施しているが、今後は実施地域の拡大を図り、ごみ減量化・資源化を推進する。
- ・ ごみ減量化に有効である生ごみのバイオマス資源化について、他自治体の状況を把握し、費用対効果を分析・研究する。
- ・ 今後増加が予想される使用済紙おむつを分別しリサイクルすることは、燃や

すごみ減量化、資源の有効活用、温暖化効果ガス削減に有効であることから、紙おむつ分別回収実施に向けた調査・研究を行う。

- ・ パソコン及び小型家電廃棄の利便性向上のため、リネットジャパン株式会社と協定を締結し、宅配便を利用した回収を実施する。

7 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集区域の範囲

筑後市全域を許可業者で収集し、担当区域は次のとおりとする。

許可業者	担当区域
筑後浄化槽管理センター	西牟田校区、松原校区、若菜（羽犬塚寄り）、筑後北校区、前津、上町、羽犬塚、徳久、停車場（県道南）、二本松、山ノ井中（県道南）、山ノ井東、和泉中・東・西区、長浜、野町
だるま商事	水洗校区、古川校区、二川校区
丸益商事	古島校区、下妻校区、水田校区（野町を除く）、藤島、秋松、上原々、前津（上原々寄り）、停車場（県道北）、山ノ井中（県道北）

※担当区域割は、し尿についてのみ適用し、浄化槽汚泥については、適用外とする。

② 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法（単位：k l / 年）

廃棄物の種類	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	8, 200	申込制	各戸収集方式
浄化槽汚泥	20, 600	年1回以上	各戸収集方式

※浄化槽汚泥とは、浄化槽が適正に管理されたうえで浄化槽の底に溜まるもので清掃時に引き抜く。

(2) 中間処理計画

① 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量（単位：k l / 年）

区分	廃棄物の種類	処理量	搬入先
許可業者	し尿・浄化槽汚泥	28, 800	筑後市衛生センター

② し尿処理施設の概要

施設名	筑後市衛生センター
所在地	筑後市大字高江190番地
処理能力	75 k l / 日
処理方式	標準脱窒素法

※筑後市衛生センターに運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後希釈し、公共下水道へ放流する。

(3) 最終処分計画

① 処理施設から発生する汚泥の量及び処分方法

汚泥の量	150 t/年
処分方法	市民・事業者に肥料として無償提供及び専門業者に有機肥料の原料として処分を委託

(4) 筑後市衛生センター施設の長寿命化について

衛生センター稼働後40年が経過し、老朽化に伴う修理が増加してきている。

現施設を令和15年度（稼働後50年間）まで稼働させることを目標に策定した「長寿命化計画」を基に、計画的な保守点検整備により施設の延命化を図る。

なお、今後の施設の更新等は、効率的な事業運営の観点から国が広域化・共同化を推進しているため、近隣自治体との意見交換を行いながら検討していく。

8 一般廃棄物収集運搬業の許可取扱い

(1) 一般廃棄物に係る収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状の体制で充足しているため、原則として新規の許可を行わない。

ただし、体制が不足すると見込まれる場合にはこの限りでない。

(2) し尿、浄化槽汚泥の収集運搬業の許可

し尿、浄化槽汚泥収集運搬業の許可は、現状の体制で充足していること、また、今後下水道普及率の向上が見込まれることから新規の許可を行わない。

ただし、体制が不足すると見込まれる場合にはこの限りでない。

9 その他

(1) 引っ越し等に伴う「片づけごみ」を自己処分できない場合への対応を検討する。

(2) 市民・事業者・行政が一体となった、幅広いごみ減量化の運動を進めるとともに、海洋プラスチックごみ等の発生抑制及び適正処理に積極的に取り組む。